

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

福島市は、県都かつ県北地域の拠点として、行政、産業、教育、医療等の諸機能が集積し、東京から東北新幹線で1時間半、東北縦貫自動車道と東北中央自動車道の結節点となるなど、都市と豊かな田園地域が調和した温かみや優しさがある人情あふれる地域社会を育んできたまちである。

本市の総人口は、2025年4月1日現在で26万9,208人である。年少(0～14歳)人口、生産年齢(15～64歳)人口、老年(65歳～)人口割合は、それぞれ10.6%、56.9%、32.6%となっている。近年の人口動向は、東日本大震災及び原子力災害、新型コロナウイルス感染症等の影響により、大都市圏への人口流出や婚姻数・出生数の減少等が続いており、年少人口・生産年齢人口が減少する一方、老年人口が増加していることで、人口減少・少子高齢化が急激に進行し、2040年には約22万6千人まで減少すると推計されている。

本市の事業所数(令和3年経済センサス-活動調査 速報集計-事業所に関する集計)は11,693カ所である。業種構成では、上位より卸売業・小売業2,859カ所(24.5%)、宿泊業・飲食サービス業1,253カ所(10.7%)、建設業1,120カ所(9.6%)、医療・福祉1,089カ所(9.3%)、生活関連サービス業、娯楽業1,040カ所(8.9%)と続いており、そのほかにも多様な業種が存在しているが、それら事業所のほとんどが中小企業である。中小企業は、その経済活動により本市の産業や雇用の基盤をなし、地域社会において市民生活の中心的役割を担っているが、近年の中小企業は、人材不足や後継者不足等の課題に直面し、今後、ますます厳しい状況になることが見込まれ、現状を放置すると市内の産業や雇用の基盤が失われかねない状況となっている。

このような中、本市の多様な業種を維持しながら、市内の中小企業の生産性の向上や賃上げを強力に後押しし、持続可能で活力ある産業を目指し、未来を創る強靱な産業の育成に向けて取り組みを進めることが必要不可欠である。

(2) 目標

福島市は、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、県都かつ県北地域の拠点として更に経済発展していくことが期待される。

認定経営革新等支援機関を始めとする支援団体との連携を図り、中小企業者の生産性向上や賃上げを促し、市内の中小企業の経営基盤の強化及び経営の継続的な発展を図るため、計画期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定

を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

福島市では、先端設備等導入計画が認定される中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

福島市の産業は、製造業、卸・小売業、サービス業、農業など多岐に渡り、多様な業種が福島市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上や賃上げを実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

福島市の産業は、駅周辺、工業団地、山間部と広域に立地している。

これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

福島市の産業は、製造業、卸・小売業、サービス業、農業など多岐に渡り、多様な業種が福島市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上や賃上げを実現する必要がある。

したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上や賃上げに向けた事業者の取組は、AIやICTといったデジタル技術を活用した新製品の開発、ゼロカーボンの実現に向けた省エネルギー・再生可能エネルギーの推進、働きがいと生産性を共に高められる働き方改革など多様である。

したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月28日～令和9年6月27日の2年間

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③ 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格 A 4 とする。